

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月29日
【発行者名】	グローバル・ワン不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 北島 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麴町四丁目1番地
【事務連絡者氏名】	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社 代表取締役社長 山内 正教 投信業務部長 伊藤 尚
【電話番号】	03-3262-1494
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成20年2月29日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の「規約」の変更が承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

(下線部分に変更箇所であります。)

変更前	変更後
<p>第3条(本店の所在する場所) 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条(発行する投資口の総口数等) 1. 本投資法人が発行する投資口の総口数は200万口を上限とする。 2. 執行役員は、役員会の承認を得た上、投信法及びその他関連法令に従って、前項に定めた投資口の総口数の範囲内において投資口の追加発行を行うことができる。追加発行における1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、かつ、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として執行役員が決定し、役員会が承認する価額とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第6条(設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数) 本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は400口とする。</p> <p>第9条(名義書換) 1. 本投資法人は、投資口の名義書換に関する事務につき名義書換事務受託者(投信法第79条第2項に定義される。)を置く。 2. 名義書換事務受託者及びその事務取扱場所は、役員会の決議により選定し公告する。但し、成立時における名義書換事務受託者についてはこの限りではない。</p>	<p>第3条(本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条(公告の方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条(発行可能投資口総口数) 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は200万口を上限とする。 2. 執行役員は、役員会の承認を得た上、投信法及びその他関連法令に従って、前項に定めた投資口の総口数の範囲内においてその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができる。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、発行日毎に均等に定めるものとし、かつ、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第6条(設立に際して出資される金銭の額及び発行する設立時募集投資口数) 本投資法人が発立に際して出資される金銭の額は2億円とする。本投資法人の設立時募集投資口(投信法第70条の2第1項に定義される。)の払込金額は1口当たり50万円とし、発行口数は400口とする。</p> <p>第9条(投資主名簿等管理人) 1. 本投資法人は、投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務につき投資主名簿等管理人(投信法第166条第2項第8号に定義される。以下同じ。)を置く。 2. 投資主名簿等管理人及びその事務取扱場所は、役員会の決議により選定し公告する。但し、成立時における投資主名簿等管理人についてはこの限りではない。</p>

変更前	変更後
<p>3. 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)は、<u>名義書換事務受託者の営業所(事務取扱場所)に備え置き、投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不所持及び再発行、実質投資主名簿への記載又は記録その他投資口に関する事務は、名義書換事務受託者に取り扱わせ、本投資法人においてはこれらを取り扱わない。</u></p> <p>第10条(投資口取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類並びに本投資法人の<u>投資口に関する名義書換(実質投資主名簿への記載又は記録を含む。)</u>、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不所持及び再発行その他投資口に関する手続き並びにその手数料については、投信法その他関係法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第11条(投資主総会に係る事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> (記載省略) (記載省略) 投資主総会の決議は、投信法その他関係法令又は本規約に別段の定めがあるほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名する。 (記載省略) (記載省略) <p>第16条(役員責任の免除) 本投資法人は、投信法その他関係法令又は規約に違反する行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償額の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1)役員会の決議の日の属する営業期間(ある決算期の直前の決算期の翌日(これに当たらないときは、本投資法人の成立の日)から当該決算期までの期間をいう。以下同じ。)<u>又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(本条第2号に定めるものを除く。)</u>の額の営業期間毎の合計額のうち、<u>最も高い額の4年分に相当する額</u></p>	<p>3. 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)は、<u>投資主名簿等管理人の営業所(事務取扱場所)に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不所持及び再発行その他投資口に関する事務は、投資主名簿等管理人に取り扱わせ、本投資法人においてはこれらを取り扱わない。</u></p> <p>第10条(投資口取扱規則) 本投資法人が発行する投資証券の種類並びに本投資法人の<u>投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、投資証券の不所持及び再発行その他投資口に関する手続き並びにその手数料については、投信法その他関係法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p> <p>第11条(投資主総会に係る事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> (現行のとおり) (現行のとおり) 投資主総会の決議は、投信法その他関係法令又は本規約に別段の定めがあるほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</u> (現行のとおり) (現行のとおり) <p>第16条(役員責任の免除) 本投資法人は、投信法その他関係法令又は規約に違反する行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>役員会の決議によって、法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p><u>(2)当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p> <p>第21条(資産運用の対象及び方針)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する<u>投資信託委託業者が会員となる投資信託協会(投信法第50条に定める投資信託協会を意味する。)</u>(以下「<u>関連投資信託協会</u>」という。)の定める規則等の定めるところに従って、<u>その資産運用を行うものとする。</u></p> <p>第22条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人の純資産総額の算出にあたり、資産評価の方法及び基準については、投信法その他の法令(<u>投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則を含む。</u>)に従うほか、運用資産の種類に応じて以下に従うものとする。</p> <p>(1)本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。以下の各資産について共有持分権又は準共有持分権の価額を評価する場合には、以下に従って各々を評価した上で持分割合により算定する。</p> <p>①<u>不動産(運用方針において定義する。)</u>、<u>不動産の賃借権及び地上権</u> 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとする。但し、正当な事由により定額法による算定が適切ではないと判断される場合で、かつ、投資主の利益を害する等の問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>②<u>不動産信託受益権(運用方針において定義する。)</u> 信託財産中の不動産、<u>土地の賃借権及び地上権</u>については本号①と同様とし、信託財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額から信託財産に帰属する負債の額を控除した金額をもって当該信託受益権の価額を評価する。</p>	<p>(削除)</p> <p>第21条(資産運用の対象及び方針)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、運用方針のほか、投信法その他関係法令、本投資法人が資産運用委託契約を締結する<u>資産運用会社</u>が会員となる<u>公益法人金融商品取引業協会(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「金融商品取引法」という。)</u>第78条第2項に定める<u>公益法人金融商品取引業協会</u>を意味する。以下「<u>関連投資信託協会</u>」という。)が定める規則等に従って、資産運用を行うものとする。</p> <p>第22条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人の純資産総額の算出にあたり、資産評価の方法及び基準については、投信法その他の法令(<u>投資法人の計算に関する規則を含む。</u>)に従うほか、運用資産の種類に応じて以下に従うものとする。</p> <p>(1)本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。以下の各資産について共有持分権又は準共有持分権の価額を評価する場合には、以下に従って各々を評価した上で持分割合により算定する。</p> <p>①<u>不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権</u> 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとする。但し、正当な事由により定額法による算定が適切ではないと判断される場合で、かつ、投資主の利益を害する等の問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>②<u>不動産信託受益権</u> 信託財産中の不動産、<u>不動産の賃借権、地上権及び地役権</u>については本号①と同様とし、信託財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額から信託財産に帰属する負債の額を控除した金額をもって当該信託受益権の価額を評価する。</p>

変更前	変更後
<p>③不動産匿名組合出資持分及び匿名組合出資持分(いずれも運用方針において定義する。)当該匿名組合に係る財産(以下「匿名組合財産」という。)中の不動産、<u>土地の賃借権及び地上権</u>については本号①と同様とし、匿名組合財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額をもって当該匿名組合出資持分の価額を評価する。</p> <p>④<u>証券取引所に上場されている有価証券証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>⑤店頭売買有価証券 証券業協会(当該店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「証券取引法」という。)第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。)が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>⑥本号④及び⑤以外の有価証券 当該有価証券について、本号④及び⑤以外の市場価格がある場合には当該市場価格に基づく価額、また、本号④及び⑤以外の市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額により評価する。但し、市場価格及び合理的な方法により算出された価額がない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>⑦(記載省略)</p> <p>⑧金融ヘッジ取引(運用方針において定義する。)</p> <p>(一) <u>証券取引所に上場されている各取引により生じる債権及び債務は、当該証券取引所の最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>(二) <u>証券取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算出された価額が得られればその価額により評価する。なお、合理的な方法により価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価することができるものとする。</u></p> <p>(三) <u>上記(一)及び(二)にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</u></p>	<p>③不動産匿名組合出資持分及び匿名組合出資持分 当該匿名組合に係る財産(以下「匿名組合財産」という。)中の不動産、<u>不動産の賃借権、地上権及び地役権</u>については本号①と同様とし、匿名組合財産中の他の資産については、本号⑩に準じて評価を行った上で、これらの合計額をもって当該匿名組合出資持分の価額を評価する。</p> <p>④<u>金融商品取引所に上場されている有価証券金融商品取引所が開設する金融商品市場における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>⑤店頭売買有価証券 <u>認可金融商品取引業協会(当該店頭売買有価証券が2以上の認可金融商品取引業協会に備える金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている認可金融商品取引業協会とする。)</u>が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>⑥本号②、③、④及び⑤以外の有価証券 当該有価証券について、本号②、③、④及び⑤以外の市場価格がある場合には当該市場価格に基づく価額、また、本号②、③、④及び⑤以外の市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額により評価する。但し、市場価格及び合理的な方法により算出された価額がない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>⑦(現行のとおり)</p> <p>⑧ヘッジ取引(運用方針において定義する。)</p> <p>(一) <u>金融商品取引所に上場されている各取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>(二) <u>金融商品取引所の相場がない非上場の各取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算出された価額が得られればその価額により評価する。なお、合理的な方法により価額を算出することが極めて困難な場合には、取得価額により評価することができるものとする。</u></p> <p>(三) <u>上記(一)及び(二)にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用することができるものとする。</u></p>

変更前	変更後
<p>⑨ (記載省略)</p> <p>⑩ (記載省略)</p> <p>(2)不動産関連資産(運用方針において定義する。)について、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要がある場合であって、資産運用報告書等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額によることとするが、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をもって評価額とすることも認められるものとする。</p> <p>第23条(借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>本投資法人は、運用方針に定める本投資法人の資産運用の基本方針に資するため、資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債の元金支払のための資金の調達、修繕又は営繕に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、適格機関投資家(証券取引法第2条第3項第1号に定義される。)からの借入れに限るものとする。</p> <p>第27条(金銭の分配の方針)</p> <p>1.投資主に対する分配は金銭によるものとし、本投資法人は毎決算期後に、原則として以下の各号に定めるところに基づき行う。</p> <p>(1)投資主に分配する金銭(以下「分配金」という。)に関して、投信法第136条第1項に定める利益の金額は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算する。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3)本投資法人は、投信法第136条第1項に従って、上記に従って計算される利益を超えて金銭の分配を行うことができる。この場合には、投信法第131条第1項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、関連投資信託協会の定める規則等に定める限度において、かつ、本投資法人に係る法人税法その他の租税法に基づく租税債務に係る影響、その他の諸般の事情を勘案した上で、投信法第136条第1項所定の限度内で役員会において決定する金額をもって、投資主に対して分配するものとする。</p> <p>(4)金銭の分配は、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の保有口数(投資主の場合)又は登録質権の対象たる投資口の口数(登録質権者の場合)に応じて行う。</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>⑨ (現行のとおり)</p> <p>⑩ (現行のとおり)</p> <p>(2)不動産関連資産(運用方針において定義する。)について、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権の価格を考慮する必要がある場合であって、資産運用報告等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額によることとするが、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をもって評価額とすることも認められるものとする。</p> <p>第23条(借入れ及び投資法人債の発行)</p> <p>本投資法人は、運用方針に定める本投資法人の資産運用の基本方針に資するため、資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債(短期投資法人債を含む。以下同じ。)の元金支払のための資金の調達、修繕又は営繕に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1号に定義される。)からの借入れに限るものとする。</p> <p>第27条(金銭の分配の方針)</p> <p>1.投資主に対する分配は金銭によるものとし、本投資法人は毎決算期後に、原則として以下の各号に定めるところに基づき行う。</p> <p>(1)投資主に分配する金銭(以下「分配金」という。)に関して、投信法第136条に定める利益の金額は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算する。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3)本投資法人は、投信法第137条第1項に従って、上記に従って計算される利益を超えて金銭の分配を行うことができる。この場合には、投信法第131条第2項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、関連投資信託協会の定める規則等に定める限度において、かつ、本投資法人に係る法人税法その他の租税法に基づく租税債務に係る影響、その他の諸般の事情を勘案した上で、投信法第137条第1項所定の限度内で役員会において決定する金額をもって、投資主に対して分配するものとする。</p> <p>(4)金銭の分配は、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の保有口数(投資主の場合)又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数(登録投資口質権者の場合)に応じて行う。</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p>

変更前	変更後
<p>第28条(業務及び事務の委託)</p> <p>1. 本投資法人は、<u>投信法第198条及び第208条</u>に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管に係る業務を<u>資産保管会社</u>に委託する。</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、<u>投信法第111条に定める事務</u>(以下「<u>一般事務</u>」という。)については第三者へ委託する。</p> <p>3. <u>本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、発行する投資法人債の名義書換に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務並びに投資法人債権者にかかる事務(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。)</u>は、募集の都度、適宜、<u>一般事務受託会社</u>を役員会で定め、<u>一般事務委託契約</u>を締結することとする。</p> <p>第29条(成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>本投資法人の成立時の一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</p> <p>(以下、記載省略)</p> <p>第30条(成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>本投資法人の成立時の資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</p> <p>(以下、記載省略)</p> <p>第13章 <u>投資信託委託業者</u></p> <p>第31条(成立時の本投資法人の資産の運用を行う<u>投資信託委託業者</u>となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>本投資法人の成立時における<u>資産の運用を行う投資信託委託業者</u>となるべき者(以下「<u>資産運用会社</u>」という。)の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。</p>	<p>第28条(業務及び事務の委託)</p> <p>1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に委託し、資産の保管に係る業務を<u>資産保管会社</u>に委託する。</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、<u>投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務</u>については第三者へ委託する。 (削除)</p> <p>第29条(成立時の一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>本投資法人の成立時の一般事務受託者となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。<u>なお、本条における記載は本投資法人の成立時における投信法に基づく記載である。</u> (以下、現行のとおり)</p> <p>第30条(成立時の資産保管会社となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>本投資法人の成立時の資産保管会社となるべき者の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。<u>なお、本条における記載は本投資法人の成立時における投信法に基づく記載である。</u> (以下、現行のとおり)</p> <p>第13章 <u>資産運用会社</u></p> <p>第31条(成立時の本投資法人の<u>資産運用会社</u>となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこの者と締結すべき契約の概要)</p> <p>本投資法人の成立時における<u>資産運用会社</u>となるべき者(以下「<u>資産運用会社</u>」という。)の名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要は以下のとおりとする。<u>なお、本条における記載は本投資法人の成立時における投信法に基づく記載であり、本投資法人の成立時における資産の運用を行う投資信託委託業者を資産運用会社とする。</u></p>

変更前	変更後
<p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 資産運用委託契約の概要(以下本号において「委託契約」という。)</p> <p>(a) 委託すべき業務の範囲 投信法その他の適用法令により認められる範囲における以下の各業務(各業務の具体的細目及び条件は、委託契約において定める。)</p> <p>① 本投資法人を代理して行う運用資産の運用に係る業務</p> <p>② 本投資法人が行う資金調達に係る業務</p> <p>③ 本投資法人への報告業務</p> <p>④ 上記①ないし③のほか、投信法において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者がその資産の運用を行う投資法人のために行うべき事項として定められている事項を遂行する業務</p> <p>⑤ 上記①ないし④に掲げる業務のほか、本投資法人及び資産運用会社が協議の上別途合意する上記各号に関連し又は付随する業務 (以下、記載省略)</p> <p>第32条(損益の帰属) 本投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者の運用により、本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は全て本投資法人に帰属する。</p> <p>第33条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準) 本投資法人が投資信託委託業者に対して支払う資産運用報酬は、本規約第31条第2号(e)に定めるとおりとする。</p> <p>第37条(諸費用の負担に関する条項)</p> <p>1. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び投資信託委託業者が本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用(本規約第29条第1号(b)オ)に従って本投資法人が負担する諸費用を含み、これに限らない。)又は一般事務受託者、資産保管会社及び投資信託委託業者が立て替えた立替金の利息又は損害金については、本投資法人がこれを負担する。</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) 財務諸表、営業報告書、資産運用報告書等の作成(これらの書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録の作成も含む。)、印刷及び交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。)</p> <p>(5)～(12) (記載省略)</p>	<p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 資産運用委託契約の概要(以下本号において「委託契約」という。)</p> <p>(a) 委託すべき業務の範囲 投信法その他の適用法令により認められる範囲における以下の各業務(各業務の具体的細目及び条件は、委託契約において定める。)</p> <p>① 本投資法人を代理して行う運用資産の運用に係る業務</p> <p>② 本投資法人が行う資金調達に係る業務</p> <p>③ 本投資法人への報告業務</p> <p>④ 上記①ないし③のほか、投信法において投資法人資産運用業を営む資産運用会社とその資産の運用を行う投資法人のために行うべき事項として定められている事項を遂行する業務</p> <p>⑤ 上記①ないし④に掲げる業務のほか、本投資法人及び資産運用会社が協議の上別途合意する上記各号に関連し又は付随する業務 (以下、現行のとおり)</p> <p>第32条(損益の帰属) 本投資法人の運用資産に生じた利益及び損失は全て本投資法人に帰属する。</p> <p>第33条(資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準) 本投資法人が資産運用会社に対して支払う資産運用報酬は、本規約第31条第2号(e)に定めるとおりとする。</p> <p>第37条(諸費用の負担に関する条項)</p> <p>1. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社の本投資法人から委託を受けた業務ないし事務を処理するために要した諸費用(本規約第29条第1号(b)オ)に従って本投資法人が負担する諸費用を含み、これに限らない。)又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の利息又は損害金については、本投資法人がこれを負担する。</p> <p>2. 前項に加えて、本投資法人は、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 財務諸表、営業報告書、資産運用報告等の作成(これらの書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録の作成も含む。)、印刷及び交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。)</p> <p>(5)～(12) (現行のとおり)</p>

変更前	変更後
<p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 主たる投資対象とする特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含め、以下「投信法」という。)第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)</p> <p>本投資法人は、特定資産のうち、主として以下に掲げる各資産(次の①から③までに掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」という。)に投資する。</p> <p>①不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。その後の改正を含む。)第2条第1号に掲げる宅地及び建物をいう。以下同じ。)</p> <p>②不動産同等物(次の(a)から(d)までに掲げる各資産をいう。以下同じ。)</p> <p>(新設)</p> <p>(a)不動産の賃借権</p> <p>(b)地上権</p> <p>(新設)</p> <p>(c)不動産信託受益権</p> <p>但し、不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含め、以下「証券取引法」という。)第2条第1項及び第2項において定義される有価証券(以下単に「有価証券」という。)に該当するものは除く。)をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(d)不動産匿名組合出資持分</p> <p>但し、当事者の一方が相手方の行う不動産、不動産の賃借権及び地上権のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。</p> <p>③不動産関連有価証券等(次の(a)から(f)までに掲げる各資産を総称していう。以下同じ。)</p>	<p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>A. 主たる投資対象資産</p> <p>本投資法人は、主として以下に掲げる各資産(次の①及び②に掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」という。)に投資する。</p> <p>(削除)</p> <p>①不動産等(次の(a)から(g)までに掲げる各資産をいう。以下同じ。)</p> <p>(a)不動産</p> <p>(b)不動産の賃借権</p> <p>(c)地上権</p> <p>(d)地役権</p> <p>(e)不動産信託受益権</p> <p>不動産、不動産の賃借権、地上権、又は地役権のみを信託する信託の受益権、又は不動産等に付随する金銭と合わせて信託されている包括信託の受益権をいう。</p> <p>(f)金銭等の信託受益権</p> <p>不動産、不動産の賃借権、地上権、地役権又は(g)の不動産匿名組合出資持分に投資して運用することを目的とする金銭資産の信託の受益権</p> <p>(g)不動産匿名組合出資持分</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含め、以下「投信法施行令」という。)第3条第8号に定義されるもののうち、当事者の一方が上記(a)ないし(f)の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。</p> <p>②不動産関連有価証券等(次の(a)から(d)までに掲げる各資産を総称していう。以下同じ。)</p> <p>但し、以下の不動産関連有価証券等の裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資して運用するものに限るものとする。</p>

変更前	変更後
<p>(a) <u>金銭等の信託受益権</u> <u>但し、(i)不動産、土地の賃借権、地上権及び(ii)金銭、のみを信託する信託の受益権(当該信託の信託財産が(x)不動産又は不動産同等物、及び(y)現金又は現金同等物(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第18項に規定する現金同等物をいう。以下同じ。)であるものに限り、不動産信託受益権及び有価証券に該当するものを除く。)をいう。</u></p> <p>(b) <u>匿名組合出資持分</u> <u>但し、当事者の一方が相手方の行う(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物のみを用いるための出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(不動産匿名組合出資持分に該当するものを除く。)をいう。</u></p> <p>(c) <u>資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含め、以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に規定する優先出資証券(当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。以下「優先出資証券」という。)</u></p> <p>(d) <u>投信法第2条第12項に規定する受益証券(当該投資信託の投資信託財産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。)</u></p> <p>(e) <u>投信法第2条第22項に規定する投資証券(当該投資法人の資産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。以下「投資証券」という。)</u></p> <p>(f) <u>資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託の受益証券(当該特定目的信託の信託財産が(i)不動産又は不動産同等物及び(ii)現金又は現金同等物であるものに限る。)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(a) <u>資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含め、以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に規定する優先出資証券</u></p> <p>(b) <u>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含め、以下「投信法」という。)第2条第7項に規定する受益証券</u></p> <p>(c) <u>投信法第2条第15項に規定する投資証券(以下「投資証券」という。)</u></p> <p>(d) <u>資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券</u></p>
<p>B. <u>その他の特定資産への投資</u></p> <p>① <u>本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがある。</u></p> <p>(a) <u>預金</u></p> <p>(b) <u>価値の変動リスクが低いと認められる有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証券を含み、これに限られない。)等の資産であって、特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の②及び③のいずれかに該当するものは除く。)</u></p>	<p>B. <u>その他の投資</u></p> <p>① <u>本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、以下に掲げる各資産に投資することがある。</u></p> <p>(a) <u>預金(普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、自由金利型定期預金、大口定期預金を含む。)</u></p> <p>(b) <u>有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証券を含み、これに限られない。)等の資産であって、投信法第2条第1項に定める特定資産(以下「特定資産」という。)に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の②及び③のいずれかに該当するものは除く。)</u></p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②本投資法人は、特定資産のうち、<u>金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含め、以下「投信法施行令」という。)</u>第3条第14号に定義される。以下同じ。)及び<u>金融先物取引等(投信法施行令第3条第13号に定義される。以下同じ。)</u>に係る権利(以下これらを総称して「<u>金融ヘッジ取引</u>」という。)に投資することがある。</p> <p>③本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている<u>有価証券市場</u>を開設する<u>証券取引所</u>の規則上適当と認められるものに投資することがある。</p> <p>(a) (記載省略) (b) (記載省略)</p> <p>C. 特定資産以外の資産への投資</p> <p>本投資法人は、<u>特定資産以外の資産への投資を行わない。但し、本投資法人は、以下に掲げる各資産に投資することがある。</u></p> <p>①本投資法人は、特定資産たる不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている<u>有価証券市場</u>を開設する<u>証券取引所</u>の規則上適当と認められる以下の各資産</p> <p>(a) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。)</p> <p>(b) 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(c) 不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)の管理会社等の出資持分</p> <p>(d) 民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)に定める動産</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(c) <u>匿名組合出資持分(投信法施行令第3条第8号に定義され、上記A. ①(g)不動産匿名組合出資持分を除く。)</u></p> <p>②本投資法人は、特定資産のうち、デリバティブ取引に係る権利(<u>投信法施行令第3条第2号</u>。以下「<u>ヘッジ取引</u>」という。)に投資することがある。</p> <p>③本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている<u>金融商品市場</u>を開設する<u>金融商品取引所</u>の規則上適当と認められるものに投資することがある。</p> <p>(a) (現行のとおり) (b) (現行のとおり)</p> <p>C. <u>不動産等への投資に付随する特定資産以外の資産への投資</u></p> <p>本投資法人は、<u>不動産等への投資に付随する資産として、以下に掲げる各資産に投資することがある。</u></p> <p>①本投資法人において、特定資産たる不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)又は不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが、<u>株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場</u>を開設する<u>金融商品取引所</u>の規則上適当と認められる以下の各資産</p> <p>(a) 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。)</p> <p>(b) 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>(c) 不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)の管理会社等の出資持分</p> <p>(d) 民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)に定める動産</p> <p>(e) <u>著作権法(昭和45年法律第48号。その後の改正を含め、以下「著作権法」という。)に基づく著作権、著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定するものをいう。)、及び著作権隣接権(著作権法第89条に規定するものをいう。)</u></p>

変更前	変更後
<p>(新設)</p> <p><u>(e)</u> 投信法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</p> <p><u>(f)</u> (a) ないし <u>(e)</u> の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権 ((a) ないし <u>(e)</u> の資産に対する投資を目的とする場合に限る。)</p> <p>② 本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている <u>有価証券市場</u> を開設する <u>証券取引所</u> の規則上適当と認められるもの</p> <p>3. 投資制限</p> <p><u>(1)</u> 本投資法人は、<u>わが国以外に所在する不動産</u> (本投資法人が取得する有価証券及び信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。) への投資は行わない。</p> <p><u>(2)</u> 本投資法人は、<u>外貨建資産への投資は行わない</u>。</p> <p><u>(3)</u> 上記2. (1)B. ②に掲げる <u>金融ヘッジ取引</u> は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>4. 取得した資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p>	<p><u>(f)</u> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含む。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</p> <p><u>(g)</u> 投信法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</p> <p><u>(h)</u> (a) ないし <u>(g)</u> の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権 ((a) ないし <u>(g)</u> の資産に対する投資を目的とする場合に限る。)</p> <p>② 本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている <u>金融商品市場</u> を開設する <u>金融商品取引所</u> の規則上適当と認められるもの</p> <p>3. 投資制限</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1)</u> 本投資法人は、<u>投信法その他法令及び株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている金融商品市場</u> を開設する <u>金融商品取引所</u> の規則上、許容される範囲を逸脱して、<u>外貨建資産への投資</u> を行わない。</p> <p><u>(2)</u> 上記2. (1)B. ②に掲げるヘッジ取引は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</p> <p>4. 組入資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p>

(2) 変更の年月日
平成20年2月29日